

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 3 月 28 日

GAIA 株式会社

代表取締役社長 中桐 啓貴

問合せ先： 執行役員管理部長 宮原 秀人

03-6302-0200

URL： <https://www.gaiainc.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要であると認識しております。そのため、株主、他のステークホルダーに対して、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、透明かつ適格な情報を開示します。今後も、取締役会の活性化、健全な業務執行が行われているか社外監査役が同席・モニターし、透明性を確保させてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中桐 啓貴	78,700	56.13
中桐 敬子	13,000	9.27
杉山 博一	10,000	7.13
長島 健治	6,000	4.28
中城 和仁	3,500	2.50
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	3,400	2.43
宮武 由紀枝	2,500	1.78
宮武 勝重	2,500	1.78
大塚 康弘	2,000	1.43
土田 麻里	2,000	1.43
片島 勲	2,000	1.43

支配株主名	中桐 啓貴
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1 2 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保 賢太郎	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保 賢太郎	—	—	弁護士としての豊富な経

			験から、専門知識と企業法務に係る有効な助言が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	2名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者（1名）及び監査法人は、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀧日 聡	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

瀧日 聡	—	—	会計士としての豊富な経験から、専門知識と企業会計に係る有効な助言が期待できるものと判断し、監査役として選任しております。
------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在していないため、個別の報酬開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しており、各取締役の報酬額については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会 当社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成され、経営上の意思決定機関として、法令及び定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。 監査役 監査役は、毎月開催される取締役会に出席し広く意見を述べ、取締役の業務執行状況を監査する役割を担っております。また、監査役は内部監査担当、監査法人との連携・情報共有により、より実効性の高い監査が行われるよう努めております。 内部監査 内部監査規定に基づき策定された内部監査年間計画に従い、法令・定款及び社内規定の遵守状況、業務執行の合理性、効率性、妥当性について当社全部門を対象に内部監査を実施しております。 会計監査
--

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年12月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏、神谷善昌氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を選択している理由は、当社の事業内容、会社規模等を鑑み、業務執行機能と監督・監査が効率よく機能すると考えます。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIRページを作成し、掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が管掌しております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規範に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないという基本方針のもと、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
「反社会的勢力等の調査実施要領」を制定・周知することにより、まず反社会的勢力への関与を初期段階において排除する仕組みを備えております。加えて反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等排除規程」により、適切に対応できるよう整備しております。

また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

Ⅴ. その他

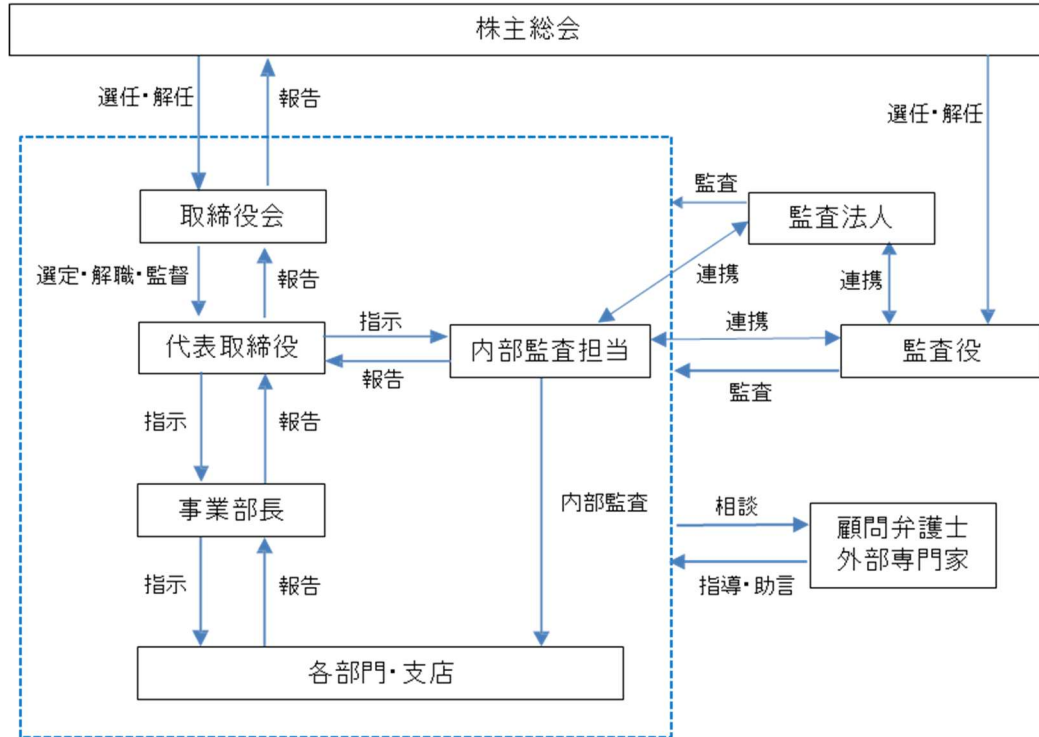
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

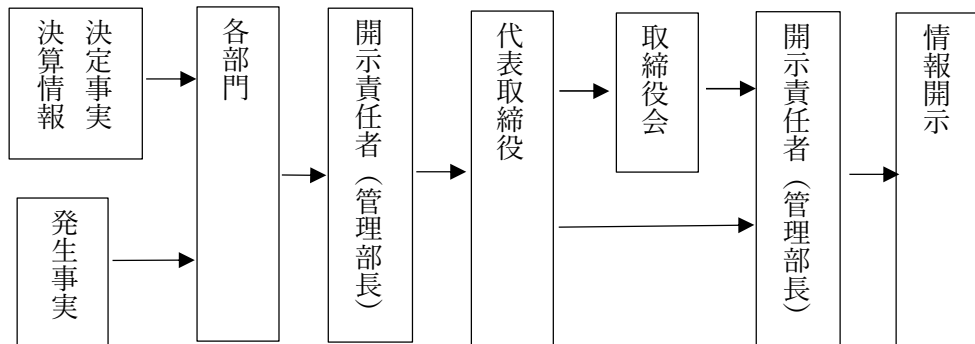
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー模式図は次のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要



以上